（参考様式）

屋外広告物を設置しようとする場合には，予め条例による基準のほかに，次の許可基準も確認してください。

■定禅寺通広告物モデル地区内　広告物美観維持基準チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の種類 | □ 許可(条例第34条第1項)　　□ 届出(条例第35条) |

（「仙台市チェック」欄は何も記載しないでください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目 | | | 計画内容  （該当する場合チェック，又は計画の詳細を記入） | 仙台市  チェック |
| 共通事項 | 掲出可能な  広告物 | 市道定禅寺通線に面して掲出できる広告物等は自家用広告物，又は管理用広告物に限る。ただし、街路灯フラッグ及び道路内建築物の壁面広告については、街の賑わいの創出や各種イベントを支援するためのもので、「定禅寺通街づくり協議会」が認め、市長の許可を受けるものはこの限りでない。 | □ 定禅寺通に面する部分に掲出  → 広告物の種類：  □ 自家用又は管理用  □ まちづくり協議会が認めたもの  □ ★欄を記載  □ 上記以外の部分に掲出 |  |
| ★定禅寺通街づくり協議会が認めた広告物に関する内容  ①道路公園等の公共施設の整備維持管理  ②街灯，ベンチ，上屋等の整備維持管理  ③防犯・防災活動  ④地域活性化等に資するイベント開催  ⑤その他 | □ 定禅寺通街づくり協議会が発出した認定書の写しの添付  □ イベントの支援（イベント広告）  名　称：  期　間：  主催者：  □ 賑わい創出（エリアマネジメント広告）  法人又は団体名：  公共的な取組み：  上記取組み概要： |  |
| 意匠・形態 | 意匠、形態、位置に配慮し、街並みを演出する広告物となるよう工夫する。 |  |  |
| 絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 | □ 左記に掲げる広告物の設置 無し |  |
| 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。 |  |  |
| 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りの賑わいづくりに配慮する。 | □ 低層階部分に設置  → 工夫点（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ 低層階部分以外に設置 |  |
| 色彩 | 極端に鮮やかな色、蛍光色の使用は避ける。 |  |  |
| 面積が7㎡以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする。（地色を含む）。  ただし、景観形成のうえで特にデザインに配慮されたものについてはその限りでない。 | □ 面積7㎡以上  　 → □ 使用色の数が4色以下  　 　 □ デザインに配慮（下記詳細）  　　 　 →（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ 面積7㎡未満 |  |
| 彩度を押さえた色彩を使用することとし、2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする。 |  |  |
| 総量の制限 | 集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。 |  |  |
| 屋上広告物、壁面を利用して表示する広告物、突出し広告物の合計面積は市道定禅寺通線に面した当該壁面の投影面積の1／5以下、かつ150㎡以下とする。  ただし、道路内建築物の壁面に掲出するエリアマネジメント広告はこの限りでない。 | □ 道路内建築物の壁面に掲出するエリアマネジメント広告  □ 屋上，壁面（上記を除く），突出し広告物のいずれか  　 → □ 定禅寺通に面する部分に掲出  →合計面積：  □ 当該壁面の投影面積の1/5以下  かつ150㎡以下  　　 □ 定禅寺通に面しない部分に掲出  □ 屋上，壁面，突出し以外の広告物 |  |

（裏面に続く→）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　項　目 | | | 計画内容  （該当する場合チェック，又は計画の詳細を記入） | 仙台市  チェック |
| 種別による基準（該当種類にチェック） | □屋上  広告物 | 原則として禁止する。ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものはこの限りでない。  また、骨組みや支柱は、デザイン的な要素を持つもの以外は、市道定禅寺通線から見た場合に目立たないよう配慮する。 | ※ただし書き採用の場合，配慮点を記載 |  |
| □壁面を  利用する  広告物 | 可能な限り、切り文字による表示とするなど、 壁面が直接下地になるようにする。 |  |  |
| 道路内建築物の壁面を利用して表示する場合は，一個人の名前や企業名及び商品名の表示をしないこと。ただし，各種イベントによるものでスポンサーとなるもの又はエリアマネジメント広告については，全体の1/3まではこの限りでない。 | □ 個人名・企業名・商品名の表示あり  　 → □ イベント広告又はエリアマネジメント広告  　　　　 □ 表示面積が全体の1/3以下  □ 個人名・企業名・商品名の表示なし |  |
| □突出し  広告物  (袖看板) | 建物のファサードデザインを活かすため、道路境界を越えての突出しは避ける。 |  |  |
| オープンスペース内に設置する突出し広告物の下端の位置は、地盤面から3.0m以上とする。  ただし、飾り看板など特に街の賑わいに寄与すると認められるものについてはこの限りでない。 | 突出し下端の位置（　　　m） |  |
| 地色は壁面と同系色を使うなど、建物との調和を図る。 |  |  |
| □地上  広告物 | 敷地内のオープンスペースに集合化して設置し、地盤面からの高さは10ｍ以下とする。 | 高さ（　　　m） |  |
| □広告幕  (フラッグ) | 街路灯に設置するものについては、固定式バナーアームが取り付けられている街路灯である。 |  |  |
|  | 街路灯に設置する場合は，一個人の名前や企業名及び商品名の表示をしないこと。ただし，各種イベントによるものでスポンサーとなるもの又はエリアマネジメント広告については，全体の1/3まではこの限りでない。 | □ 個人名・企業名・商品名の表示あり  　 → □ イベント広告又はエリアマネジメント広告  　　　　 □ 表示面積が全体の1/3以下  □ 個人名・企業名・商品名の表示なし |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 広告物景観地域の基準確認 | | 申請の種類とゾーン区分のチェック | 仙台市  チェック |
| 広告物景観  地域の基準 | 広告物景観地域の各ゾーン区分に応じて定められている基準を満足している事を確認した。  （許可を要する場合のみ） | □ 許可を要する屋外広告物  →ゾーン区分：  □ 広瀬川周辺ゾーン  □ 都心ビジネスゾーン  □ 届出を要する屋外広告物 |  |

※（参考）定禅寺通に面する部分について，基準が適用される範囲に関する考え方

定禅寺通

基準が適用される面